

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）	1
二	構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）	4

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 この法律は、特定農地貸付けに関し、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）等の特例を定めるものとする。 （定義） 第二条 （略） 2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付け」という。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。 一 三 （略） 四 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつては、組合員が所有する農地に係るものであること。 五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。 イ その者が所有する農地（その者が当該農地に係る次条第三項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たつて合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定	（趣旨） 第一条 この法律は、地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けに関し、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）等の特例を定めるものとする。 （定義） 第二条 （略） 2 この法律において「特定農地貸付け」とは、地方公共団体又は農業協同組合が農地（農業協同組合にあつては、組合員の所有に係る農地に限る。）について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付け」という。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。 一 三 （略）

口　その者が地方公共団体又は農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）から第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。）

2
3
4
(略)

第四条 地方公共団体（都道府県を除く。）又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする

2
4
(略)

第四条 前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定される場合

的とする権利を取得する場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地、当該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの（以下「特定承認農地」という。）については、農地法第六条第一項の規定は、適用しない。

3～5 （略）

（土地改良法の特例）

第六条 特定承認農地についての土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者（第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合理化法人）を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地並びに当該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていないもの（以下「特定承認農地」という。）については、農地法第六条第一項の規定は、適用しない。

3～5 （略）

（土地改良法の特例）

第六条 特定承認農地についての土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

改 正 案	現 行
第三十四条 削除	（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例） 第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、別表第二十四号に掲げる特定事業（以下この条において「特例貸付事業」という。）の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該構造改革特別区域内にある次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付法」という。）第二条第二項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の規定を適用する。この場合において、特定農地貸付法第三条第一項中「地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは」とあるのは「特定農地貸付けを行おうとする者は」と、特定農地貸付法第四条第一項中「前条第三項の承認を受けた者が」とあるのは「地方公共団体（都道府県を除く。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条に規定

する構造改革特別区域内にある農地について同条第二号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が」と、「取得する場合」とあるのは、「取得する場合（同法別表第二十四号に掲げる同法第二条第二項に規定する特定事業の同法第四条第二項第四号に掲げる実施主体にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）」と、「同項の承認」とあるのは、「前条第三項の承認」と、「同条第二項中「並びに当該承認を受けた者が」とあるのは、「当該承認を受けた者が」と、「特定農地貸付けの用に供されていないもの」とあるのは「特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が構造改革特別区域法第三十四条第二号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該特例貸付事業対象農地貸付けの用に供されていないもの」と、特定農地貸付法第六条中「承認を受けた者」とあるのは「承認を受けた者（構造改革特別区域法第三十四条第二号に掲げる農地にあつては、当該農地について同号に規定する特例貸付事業対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地保有合理化法人）」とする。

一 特例貸付事業の実施主体の所有に係る農地（当該実施主体が当該農地に係る特定農地貸付法第三条第三項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特例貸付事業の実施に当たつて合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定（次号において「特例貸付事業実施協定」という。）を認定を受けた地方公共団体と締結しているものに限る。）

二 特例貸付事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人が

別表（第二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
(略)	(略)	(略)
二十四	削除	第三十四条
(略)	(略)	(略)

別表（第二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
(略)	(略)	(略)
二十四	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	第三十四条
(略)	(略)	(略)

ら特例貸付事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下この号において「特例貸付事業対象農地貸付け」という。）を受けている農地（当該実施主体が特例貸付事業実施協定を認定を受けた地方公共団体及び当該特例貸付事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。）